

保存版

令和4年5月

保護者様

京都市立稻荷小学校
校長 森田 佳子

気象情報及び地震に対する 非常措置についてのお知らせ

京都市（「京都市南部」または「京都・亀岡地域」と報道される場合もあります。）に特別警報・暴風警報が発令された場合や京都市において震度5弱以上の地震が起こった場合には、下記のような措置をとります。ご家庭でも、テレビ・インターネット等の情報に御注意をお願いします。

【始業前に「暴風警報」が発令された場合】

- 午前7時までに解除になった場合……………いつも通りに登校 平常授業（給食あり）
- 午前9時までに解除になった場合……………3校時（10時50分）から始業（給食あり）
- 午前11時までに解除になった場合……………5校時（午後1時50分）から始業（給食は中止）
(*木曜日は午後1時40分)
- 午前11時現在「暴風警報」発令中の場合……臨時休業

【帰宅後の過ごし方】

外出をしない等、帰宅後の過ごし方についても話し合っておいてください。

*電話によるお問い合わせはご遠慮下さい。

(電話がふさがって緊急の連絡が出来ませんので、ご協力をお願いします。)

*PTAのメール配信でもお知らせします。

*この「お知らせ」プリントを、大切に保管しておいてください。

(この「お知らせ」プリントの内容はホームページにて常時掲載しています。)

【特別警報が発令された場合】

- 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - 午前0時までに解除になった場合 5校時（1時50分）から始業（給食は中止）
 - 午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くこといたします。

【地震発生時】

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※ 休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、メール配信・ホームページ・緊急電話連絡等により、連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

在校中に発生した場合

在校中に警報等が発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後、保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

また、京都市では、震度5弱以上の地震が起こった場合は、必ず「引き渡し」をすることになっております。

※「引き渡し」・・・「家庭環境調査票」にてお届けいただいている「引き取り者」の方に、学校にて子どもを確実にお引き取りいただくこと。「引き取り者」の委任状を持った代理のかたも可。

【稻荷小学校HP QRコード】

